

葛巻町監査委員告示第2号

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項に基づく健全化判断比率について、審査の結果を別紙のとおり公表する。

令和6年8月27日

葛巻町代表監査委員 馬 渕 文 雄

葛巻町監査委員 樋 口 一 男

葛巻町長 鈴木 重 男 殿

葛巻町代表監査委員 馬 淵 文 雄

葛 巻 町 監 査 委 員 樋 口 一 男

令和 5 年度健全化判断比率審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項に基づき、審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、次のとおり意見書を提出します。

第 1 審査の対象

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

第 2 審査の期間

令和 6 年 7 月 22 日から 8 月 20 日まで

第 3 審査の方法

この財政健全化審査は、町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の作成が適正に行われているかを主眼として実施した。

第 4 審査の結果

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

	健全化判断比率	5 年 度	4 年 度	比較増減	早期健全化 基 準
①	実質赤字比率	－（％）	－（％）	－	15.0（％）
②	連結実質赤字比率	－（％）	－（％）	－	20.0（％）
③	実質公債費比率	7.4（％）	7.9（％）	△0.5	25.0（％）
④	将来負担比率	－（％）	12.8（％）	△12.8	350.0（％）

① 【実質赤字比率】

一般会計の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すもので、元年度一般会計における実質赤字額は生じていないため、実質赤字比率は「－」表記となる。

② 【連結実質赤字比率】

すべての会計の赤字や黒字を合算し、赤字の程度を指標化し、運営の深刻度を示すもので、5年度決算においては、一般会計及び他の特別会計が黒字であることから、連結実質赤字比率は「－」表記となる。

③ 【実質公債費比率】

借入金の返済額とこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示すもので、前年度と比較し0.5ポイント改善している。

④ 【将来負担比率】

地方公共団体の一般会計の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示す比率で、5年度決算では、地方債残高の増加により、将来負担額が充当可能財源を下回ったため、将来負担比率は「比率なし」となり、前年度と比較し12.8%から皆減した。

いずれの比率も、早期健全化基準を下回っており、安定的な財政運営が維持されているものと見られる。